

令和7年9月4日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和7年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第76号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1頁
議案第77号	一宮市斎場条例の一部改正について	10頁
議案第78号	河川等水位監視システム再構築業務委託契約の締結について	13頁
議案第79号	救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結について	14頁
議案第80号	簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結について	15頁
議案第81号	パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について	16頁
議案第82号	議場等映像音響システム関連機器の売買契約の締結について	17頁
議案第83号	電話交換機の売買契約の締結について	18頁
議案第84号	市道路線の廃止及び認定について	19頁
認定第1号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について	30頁
認定第2号	令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について	31頁
認定第3号	令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について	32頁
報告第22号	専決処分の報告について	33頁
報告第23号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について	36頁
報告第24号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	38頁
報告第25号	令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	39頁
報告第26号	令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	40頁
報告第27号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	41頁

議案第76号

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の勤務時間制度の変更に準じ仕事と育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備し、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正に伴い部分休業を柔軟に取得できるようにし、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(育児を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条及び前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。</p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条及び前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下_____「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。</p>

この場合において、前条中「小学校就学の始期に達するまでの子

_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出を

この場合において、前条中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出を

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略
第17条 略

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略
第17条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第20号)第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 一宮市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生するこ

とが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市長の定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

にに係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 略	2 略 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の4 略
------------------------------------	------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く_____。)</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。))第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)、勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業_____の承認</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は_____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)、勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認</p>

については、1日につき2時間から当該特別
休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休
暇の承認を受けて勤務しない時間を減じ
た時間を超えない範囲内で行うものとす
る。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承
認については、1日につき、当該非常勤職
員について1日につき定められた勤務時間
から5時間45分を減じた時間を超えない範
囲内(当該非常勤職員が前項に規定する特
別休暇に相当する休暇、同項の介護時間に
相当する休暇又は同項の子育て部分休暇
に相当する休暇の承認を受けて勤務しな
い場合にあつては、当該時間を超えない範
囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の
承認を受けて勤務しない時間を減じた時
間を超えない範囲内)で行うものとする。

については、1日につき2時間から当該特別
休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休
暇の承認を受けて勤務しない時間を減じ
た時間を超えない範囲内で行うものとす
る。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承
認については、1日につき、当該非常勤職
員について1日につき定められた勤務時間
から5時間45分を減じた時間を超えない範
囲内(当該非常勤職員が前項に規定する特
別休暇に相当する休暇、同項の介護時間に
相当する休暇又は同項の子育て部分休暇
に相当する休暇の承認を受けて勤務しな
い場合にあつては、当該時間を超えない範
囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の
承認を受けて勤務しない時間を減じた時
間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に
掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定
する部分休業(以下「第2号部分休業」とい
う。)の承認は、1時間を単位として行うも
のとする。ただし、次の各号に掲げる場合
にあつては、それぞれ当該各号に定める時
間数の第2号部分休業を承認することがで
きる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間
に分を単位とした時間がある場合であ
つて、当該勤務時間の全てについて承認
の請求があつたとき 当該勤務時間の
時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未
満の端数がある場合であつて、当該残時
間数の全てについて承認の請求があつ
たとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1
年の期間)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例
で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌
年3月31日までとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が部分休業
_____の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第6条の規定は、部分休業について準用する。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に関する経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第1条の規定による改正後の一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
(令和8年3月31日までの間における第2号部分休業に関する経過措置)
- 3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の一宮市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

一宮市斎場条例の一部改正について

一宮市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

斎場の使用料の額を引き上げ、及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市斎場条例の一部を改正する条例

一宮市斎場条例(昭和41年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 市内利用とは次の各号のいずれかに該当する場合に係る利用をいい、市外利用とはそれ以外の場合に係る利用をいう。</p> <p>(1) <u>死亡者が死亡時に本市に住所を有していた場合</u></p> <p>(2) <u>使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(3) <u>死亡者が死亡時に介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしていた者であつて、本市の介護保険の被保険者であつた場合</u></p>	<p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>(1) <u>本市に住所を有している者が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>介護保険法(平成9年法第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしている者であつて、本市の介護保険の被保険者であるものが死亡した場合</u></p> <p>(3) <u>死体(犬、猫等の死体を除く。)にあつては、使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(4) <u>死胎にあつては、当該死胎の母又は父が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(5) <u>胞衣及び産汚物にあつては、当該胞衣及び産汚物に係る分べんをした産婦が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(6) <u>人体の一部にあつては、当該人体の一部を失った者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(7) <u>犬、猫等の死体にあつては、使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(8) <u>霊安室又は待合室にあつては、第1号から第4号までのいずれかに</u></p>

(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 2 略	該当する場合 (9) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 2 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	使用料の額	
	市内利用	市外利用
10歳以上の者	2,000円	50,000円
10歳未満の者	1,000円	25,000円
死胎	500円	12,000円
胞衣及び産汚物(産婦1人につき)	1,000円	5,000円
人体の一部	1,000円	5,000円
犬、猫等の死体(1頭につき)	1,000円	5,000円
汚物(1個につき)	1,000円	5,000円
霊安室(1回24時間)	1,000円	3,000円
待合室(1回2時間)	2,000円	6,000円

改正案

区分	使用料の額	
	市内利用	市外利用
10歳以上の者(1体につき)	3,000円	70,000円
10歳未満の者(1体につき)	1,500円	35,000円
死胎(1体につき)	1,000円	20,000円
胞衣及び産汚物(産婦1人につき)	2,000円	15,000円
人体の一部(1人につき)	2,000円	15,000円
犬、猫等の死体(1体につき)	2,000円	15,000円
霊安室(1回24時間)	1,500円	4,500円
待合室(1回2時間)	3,000円	9,000円

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の一宮市斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

河川等水位監視システム再構築業務委託契約の締結について

次のとおり河川等水位監視システム再構築業務委託契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約名称 河川等水位監視システム再構築業務委託契約
- 2 場 所 一宮市丹陽町五日市場字屋敷241番地他
- 3 契約概要 河川等水位監視システム再構築業務一式
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 217,844,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目15番3号 オリックス名古屋錦ビル
株式会社建設技術研究所 中部支社

救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 救助工作車(Ⅲ型)
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 185,350,000円
- 5 契約の相手方 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社

簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結について

次のとおり一宮市指定避難所において使用する簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 簡易防災備蓄倉庫
- 2 数 量 36基
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 55,440,000円
- 5 契約の相手方 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会

パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について

次のとおり一宮市指定避難所において使用するパーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 避難所用パーティション及び簡易ベッド
- 2 数 量 (1) パーティション 2,000組
(2) 簡易ベッド 2,000台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 94,600,000円
- 5 契約の相手方 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会

議場等映像音響システム関連機器の売買契約の締結について

次のとおり一宮市役所本庁舎において使用する議場等映像音響システム関連機器の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 議場等映像音響システム関連機器
- 2 数 量 一式
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 53,020,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中区丸の内三丁目18番28号
教育産業株式会社

電話交換機の売買契約の締結について

次のとおり一宮市役所本庁舎において使用する電話交換機の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 本庁舎電話交換機
- 2 数 量 (1) 電話交換機 1台
(2) 関連機器 一式
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 104,478,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中村区平池町4丁目60番地12 グローバルゲート25階
株式会社フューチャーイン

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

路線廃止

整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
①	市道G330号線	千秋町屋字端畑		
	以下余白	千秋町屋字高畑		

路線認定

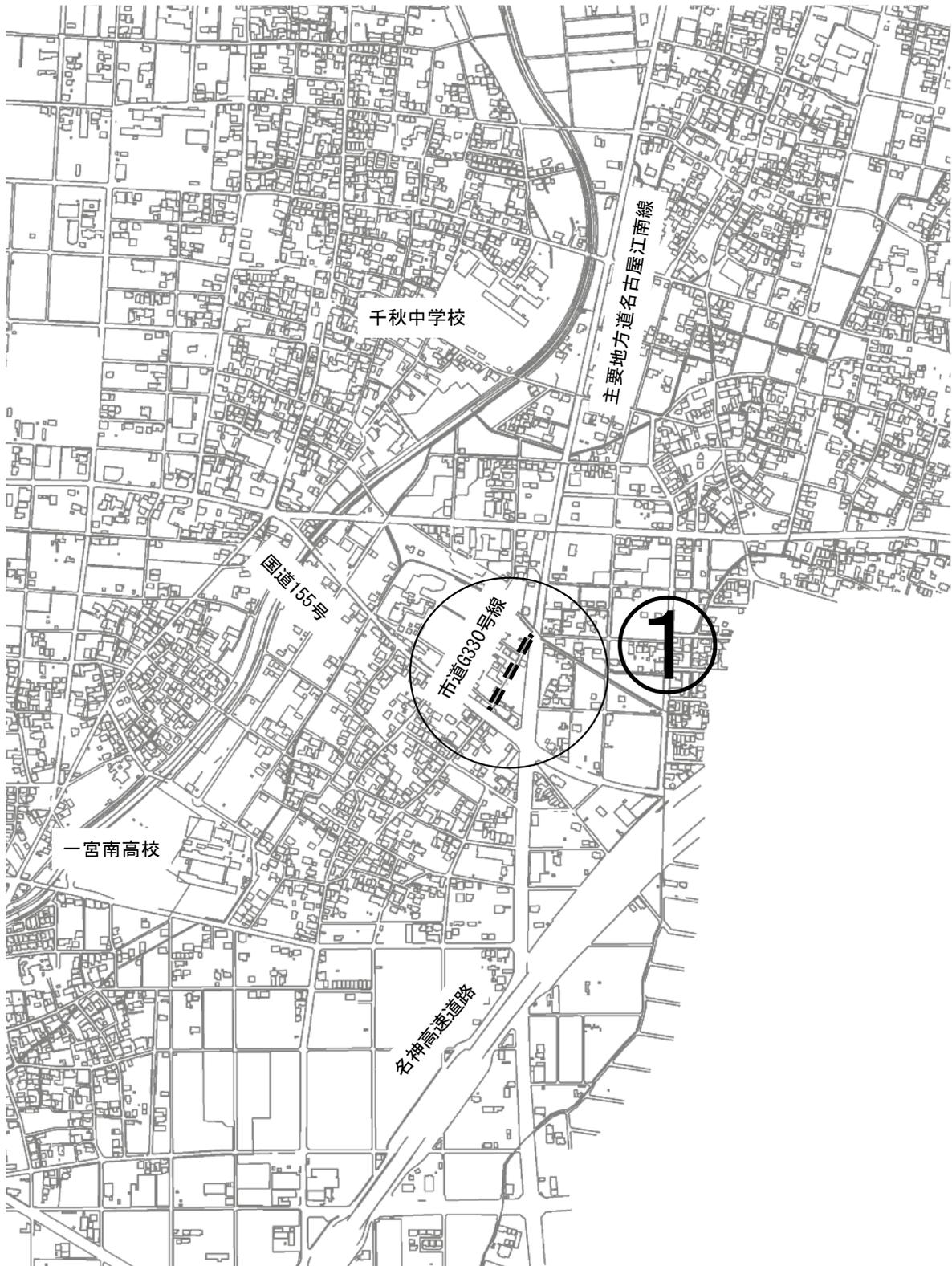
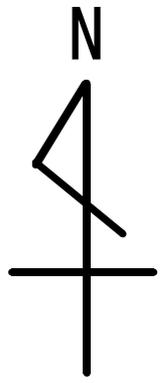
整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
1	市道G330号線	千秋町町屋字高畑		
		千秋町町屋字真言堂		
2	市道K1013号線	八幡四丁目		
		八幡四丁目		
	以下余白			

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

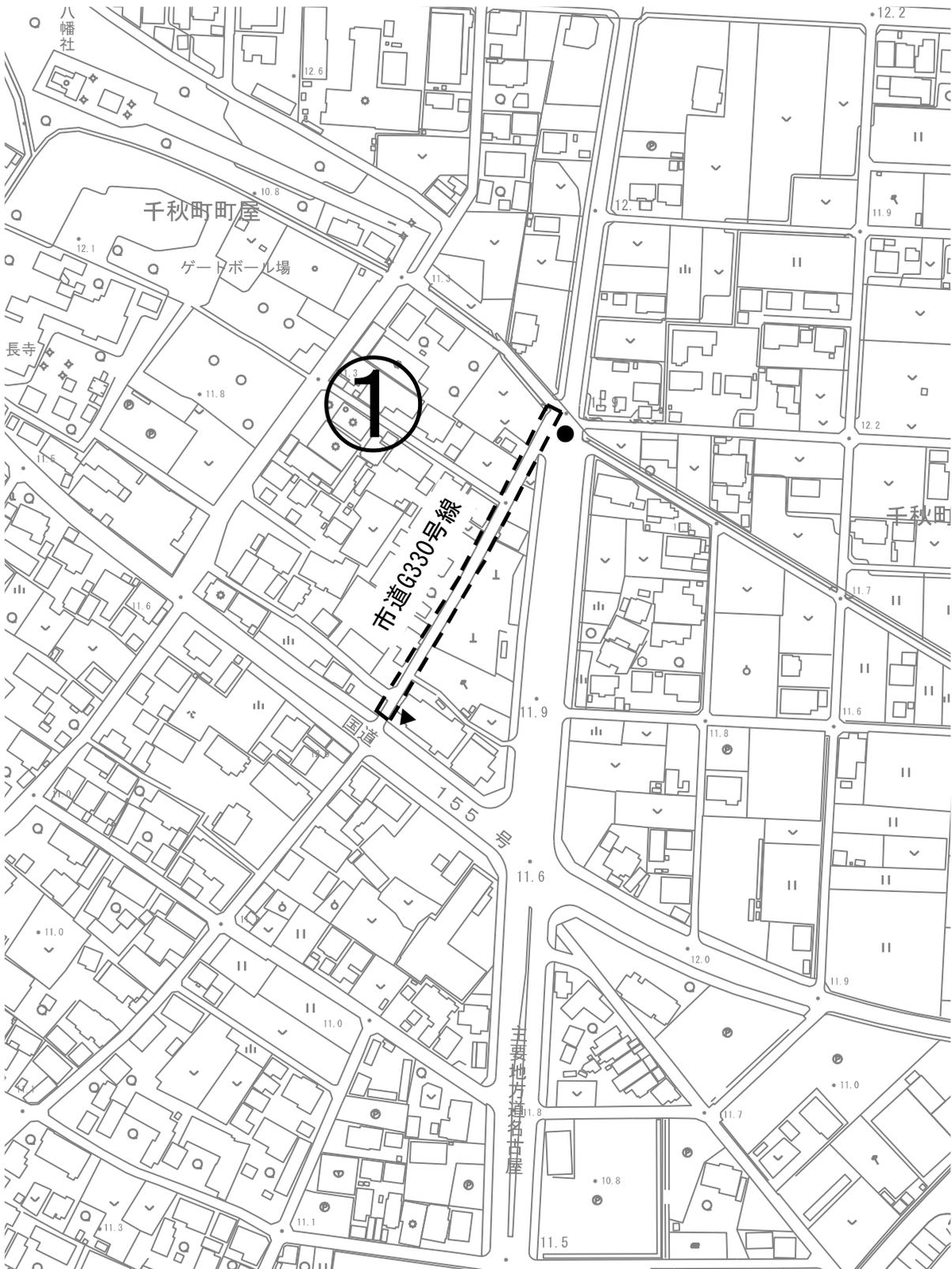
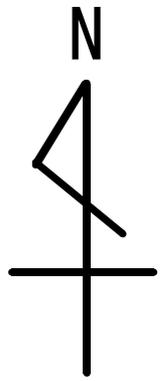
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

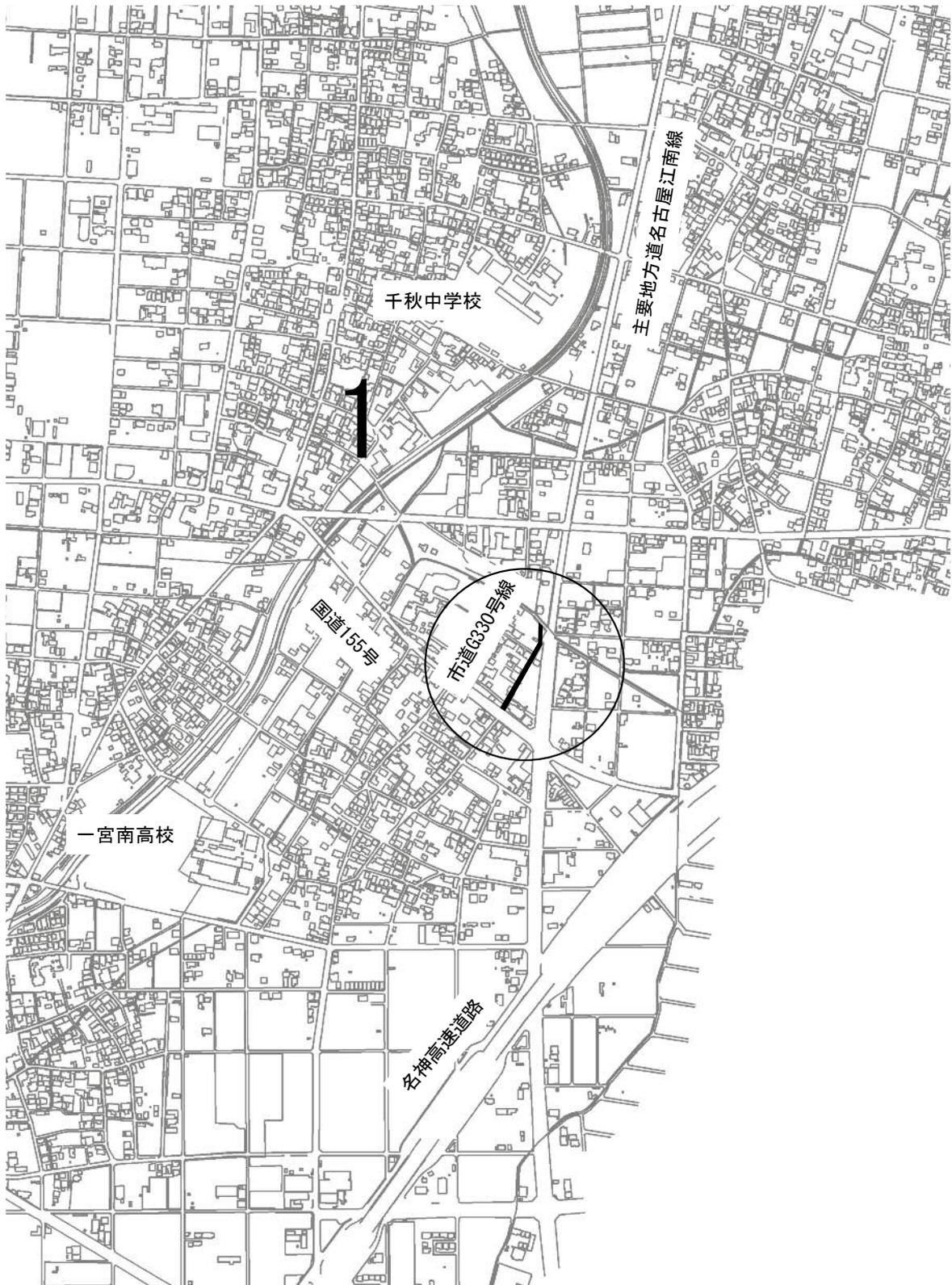
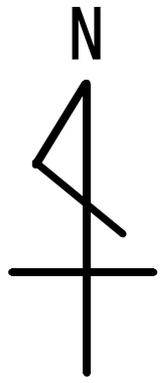
S=1/2,500



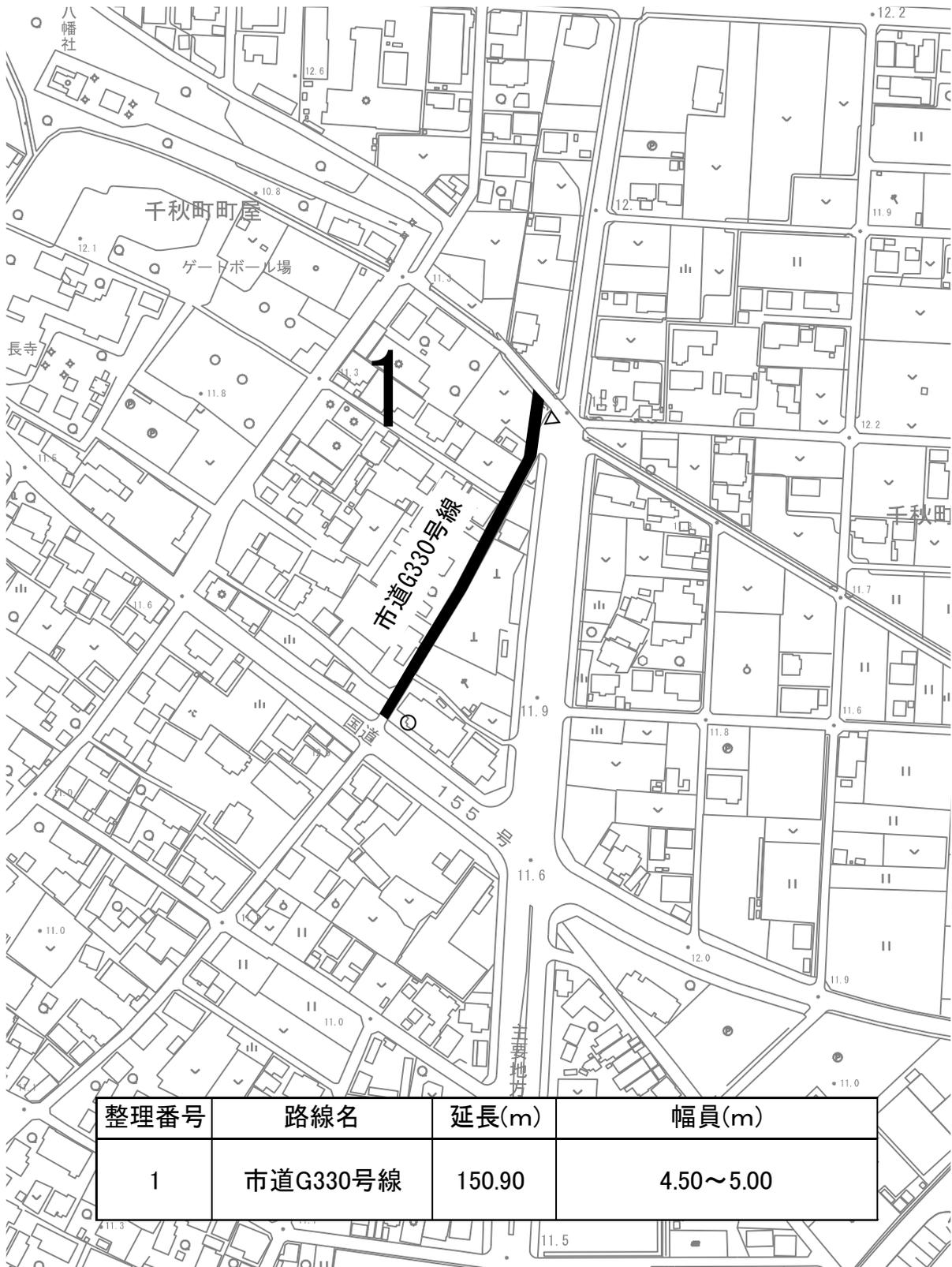
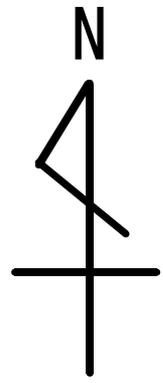
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500

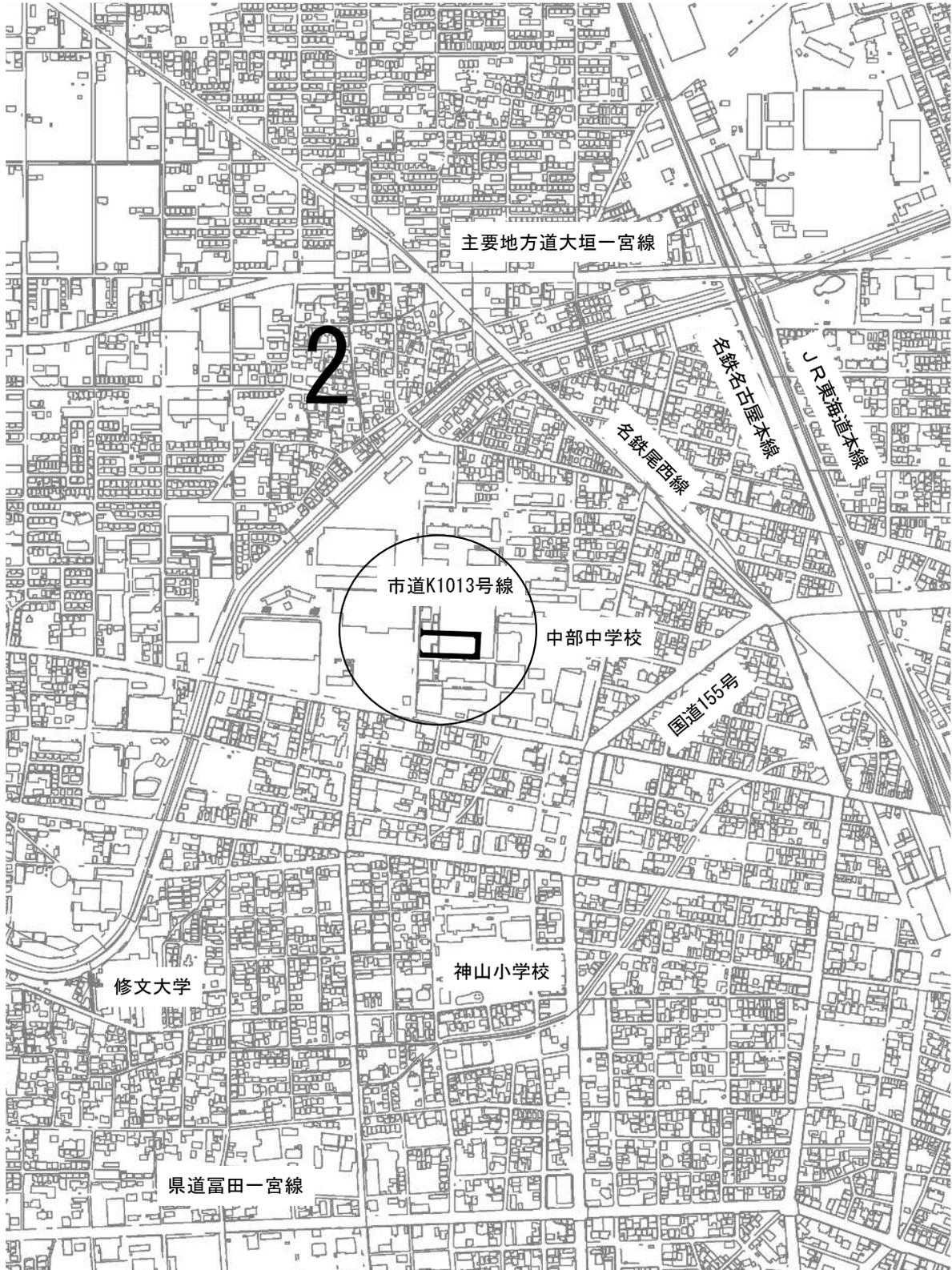
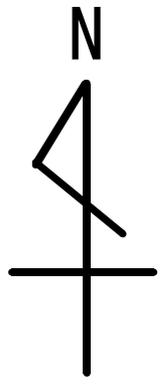


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
1	市道G330号線	150.90	4.50~5.00

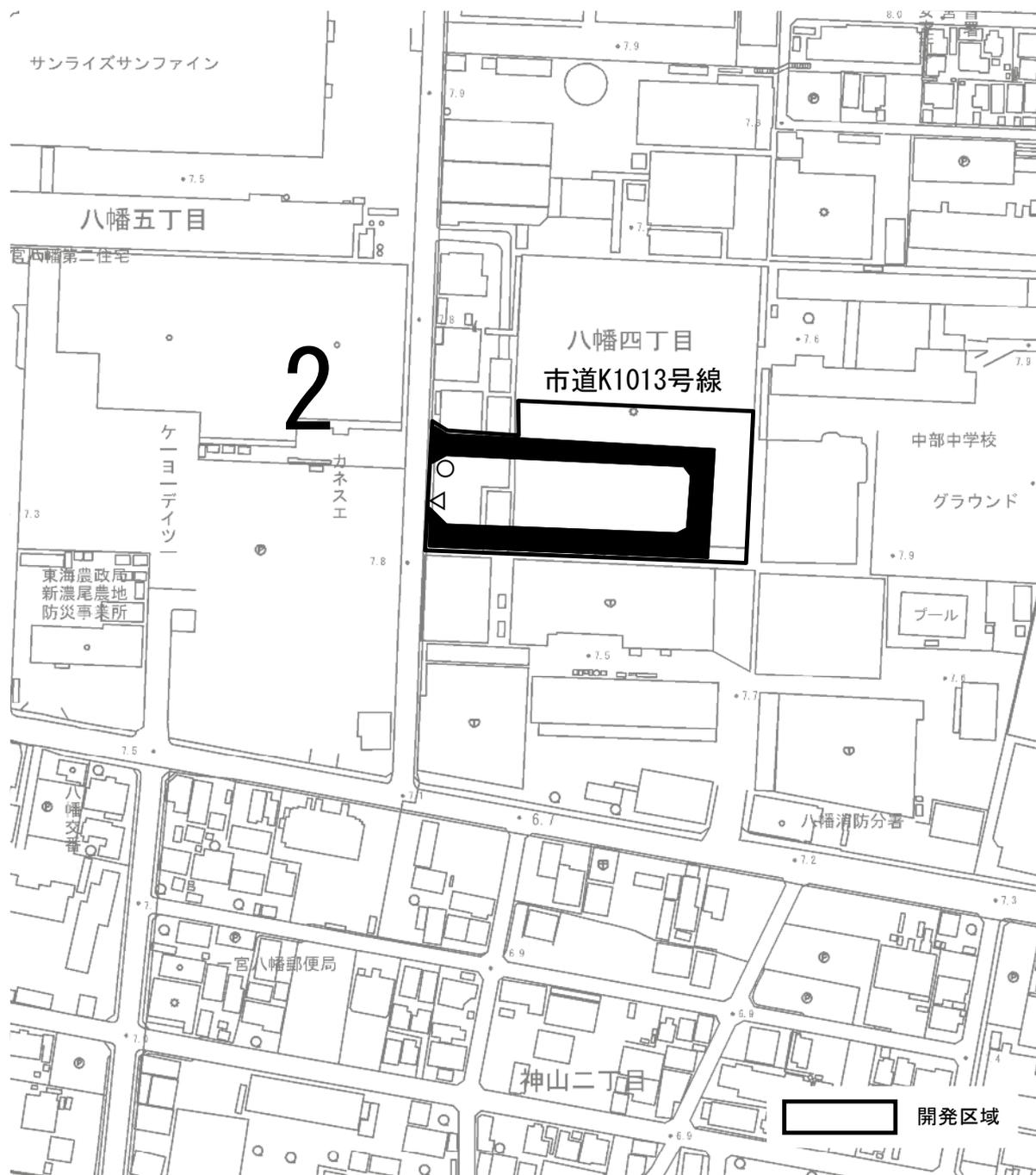
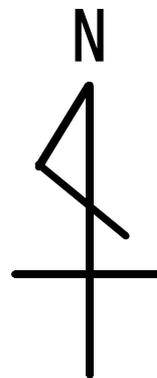
路線認定

案内図

S=1/10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道K1013号線	259.81	6.0	10.24(起点)

認定第1号

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

認定第2号

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

認定第3号

令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第3号並びに第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）

1 第 1 項関係（和解）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 7. 6. 9	令和 7. 3. 24	交通事故	なし	子育て支援課
令和 7. 7. 3	令和 7. 6. 10	交通事故	なし	介護保険課

2 第 2 項第 1 号及び第 3 号関係（和解及び損害賠償の額の決定）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 7. 6. 6	令和 7. 4. 8	保育園内保育中の水筒損傷事故	4,378円	4,378円	保育課
令和 7. 6. 9	令和 6. 12. 27	救急支援活動中の施設損傷事故	58,300円	58,300円	消防本部総務課
令和 7. 6. 30	令和 7. 4. 15	交通事故	241,868円	158,928円	廃棄物対策課
令和 7. 6. 30	令和 7. 6. 12	車両損傷事故	13,200円	13,200円	維持課
令和 7. 7. 3	令和 7. 4. 2	交通事故	58,850円	58,850円	福祉総務課

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

専決処分 年月日	訴えの提起 年月日	事件名	概要
令和 7. 6. 30	令和 7. 7. 3	名古屋地方裁判所一宮支部令和7年(ワ)第285号 市営住宅明渡し等請求事件	市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し 等を求める訴えの提起

報告第23号

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					交 付 金	企 業 債	一 般 財 源		交 付 金	企 業 債	一 般 財 源		交 付 金	企 業 債	一 般 財 源
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田一ノ通り地内ほか配水管改良工事	5	181,700,000	49,800,000	131,900,000	—	89,000,000	18,900,000	70,100,000	0	92,700,000	30,900,000	61,800,000	0
			6	26,400,000	—	26,400,000	—	117,144,400	30,900,000	84,300,000	1,944,400	△ 90,744,400	△ 30,900,000	△ 57,900,000	△ 1,944,400
			計	208,100,000	49,800,000	158,300,000	—	206,144,400	49,800,000	154,400,000	1,944,400	1,955,600	0	3,900,000	△ 1,944,400
		木曾川配水場電気設備改良工事	5	30,800,000	—	30,000,000	800,000	23,815,000	—	23,000,000	815,000	6,985,000	—	7,000,000	△ 15,000
			6	585,200,000	—	559,000,000	26,200,000	462,927,300	—	454,100,000	8,827,300	122,272,700	—	104,900,000	17,372,700
			計	616,000,000	—	589,000,000	27,000,000	486,742,300	—	477,100,000	9,642,300	129,257,700	—	111,900,000	17,357,700
	木曾川配水場機械設備改良工事	5	14,850,000	—	14,000,000	850,000	9,504,000	—	9,500,000	4,000	5,346,000	—	4,500,000	846,000	
		6	282,150,000	—	276,000,000	6,150,000	180,618,548	—	178,400,000	2,218,548	101,531,452	—	97,600,000	3,931,452	
		計	297,000,000	—	290,000,000	7,000,000	190,122,548	—	187,900,000	2,222,548	106,877,452	—	102,100,000	4,777,452	

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和6年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第27号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和6年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

一宮市長 中野正康

第3期 事業報告

〔 自 2024年 5月 1日
至 2025年 4月 30日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、一宮市環境センター等で発電された電気を地域内で消費することによるエネルギーの地産地消を推進するとともに、事業利益を活用した再生可能エネルギーの普及拡大などを推進し、一宮市の「脱炭素化のシンボル」となることを目指し、一宮市、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社および株式会社あいち銀行の出資により、2023年1月18日に設立し、2023年7月から二酸化炭素排出量実質ゼロの電力を一宮市公共施設へ供給しております（2025年4月末時点で92施設）。

当期の販売電力量については 21,170千kWhとなり、計画を約1%上回りました。売上高は586,013千円、経常利益は34,996千円、当期純利益は25,281千円となりました。また、事業利益から現金2,000千円の寄付及び2か所の一宮市立保育園へ太陽光発電設備一式7,830千円を寄贈いたしました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定的に事業利益を計上し、寄付および利益活用事業による地域活性化につなげられるよう、電源調達環境や電気事業制度などの様々な変化に対して適切に対応し、事業基盤を確立するとともに、効率的な事業運営に努めます。また、業務遂行にあたっては、コンプライアンスを徹底します。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第1期 2023年4月期	第2期 2024年4月期	第3期 2025年4月期
売上高	—	414,861	586,013
経常利益	△1,491	19,386	34,996
当期純利益	△1,569	14,499	25,281
一株当たり当期純利益	△15円69銭	144,993円45銭	252,818円70銭
総資産	98,508	194,063	243,082
純資産	98,430	112,929	138,211

(6) 主要な事業内容

- ①小売電気事業
- ②発電事業
- ③前各号に附帯又は関連する一切の事業

(7) 主要な事業所

名称	所在地
本社	愛知県一宮市

(8) 従業員の状況

従業員は東邦ガス株式会社からの出向者2名

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 当社の発行株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000株

(2) 発行済株式の総数 100株

(3) 株主数 4名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
一宮市	51株	51.0%
東邦ガス株式会社	34株	34.0%
アーバンエナジー株式会社	10株	10.0%
株式会社あいち銀行	5株	5.0%

3. 当社役員に関する事項（2025年4月30日現在）

取締役および監査役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉崎 直己	代表取締役	東邦ガス株式会社 尾張地域支配人
星野 泰久	取締役	一宮市 環境部長
妹尾 大介	取締役	アーバンエナジー株式会社 プロジェクト推進部長
上田 達生	監査役	株式会社あいち銀行 一宮支店長

以 上

事業報告に係る附属明細書

1. 事業報告の内容を補足する重要事項
特記事項なし

以 上

貸借対照表

令和 7年 4月30日 現在

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	243,082,825	【流動負債】	104,871,055
現金及び預金	149,958,175	買掛金	76,137,936
売掛金	90,268,910	未払費用	194,116
立替金	127,836	未払法人税等	8,210,200
未収入金	2,688,504	未払消費税等	7,906,000
仮払金	39,400	預り金	12,422,803
		負債の部合計	104,871,055
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	138,211,770
		資本金	100,000,000
		利益剰余金	38,211,770
		その他利益剰余金	38,211,770
		繰越利益剰余金	38,211,770
		純資産の部合計	138,211,770
資産の部合計	243,082,825	負債及び純資産合計	243,082,825

損 益 計 算 書

自 令和 6年 5月 1日
至 令和 7年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	586,013,300	
売 上 高 合 計		586,013,300
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	326,800,748	
託 送 費	99,694,683	
需 給 管 理 費	30,000,000	
容 量 抛 出 金	51,748,601	
自 己 託 送 業 務 委 託	4,518,482	
合 計	512,762,514	
売 上 原 価		512,762,514
売 上 総 利 益 金 額		73,250,786
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		38,333,004
営 業 利 益 金 額		34,917,782
【営業外収益】		
受 取 利 息	78,630	
営 業 外 収 益 合 計		78,630
経 常 利 益 金 額		34,996,412
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		34,996,412
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9,714,542
当 期 純 利 益 金 額		25,281,870

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 6年 5月 1日
至 令和 7年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
給 料 手 当	1,332,320	
外 注 費	24,000,000	
広 告 宣 伝 費	641,473	
通 信 費	810	
諸 会 費	610,000	
支 払 手 数 料	77,141	
租 税 公 課	1,277,107	
支 払 報 酬 料	560,000	
寄 付 金	9,830,000	
雑 費	471	
研 修 費	3,682	
販売費及び一般管理費合計		38,333,004

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 5月 1日
至 令和 7年 4月30日

(単位：円)

いちのみやエネルギー株式会社

	株主資本																
	資本金	新株式申込証拠金		資本剰余金			資本剰余金 合計	利益剰余金					自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金 合 計		その 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計							
当期首残高	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,929,900		
当期変動額																	
当期純利益金額											25,281,870	25,281,870	25,281,870			25,281,870	
当期変動額合計												25,281,870	25,281,870			25,281,870	
当期末残高	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138,211,770	
	評価・換算差額等																
	その 他 有 限 公 司 の 評 価 差 額			繰 延 税 金 等 の 評 価 差 額			土 地 再 評 価 差 額			新 株 子 約 権			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
当期首残高																	
当期変動額																	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）																	
当期変動額合計																	
当期末残高																	

注 記 表

いちのみや未来エネルギー株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 消費税等の会計処理に関する注記
 - (1) 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度の末日における発行株式の数 100株
 - (2) 配当に関する事項 無配により、該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細（帳簿価格による記載）

区分	資産の 種 類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
有形	固定 資産		7,830,000	7,830,000				
	計		7,830,000	7,830,000				
無形	固定 資産							
	計							

監査報告書

2024年5月1日から2025年4月30日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年 6月 20日

いちのみや未来エネルギー株式会社

監査役 上田 達生

